

みきゃん等の防災衣装貸出しについて

県民の防災意識啓発を目的に、新たにダークみきゃん及びこみきゃんの着ぐるみに使用できる防災衣装を製作しました。

【防災ずきん、防災バッグ 1組ずつ】

みきゃん等の着ぐるみと併せて使用する場合に貸出しますので、防災訓練、防災に関するイベントなど各種行事にご活用ください。

○貸出条件（みきゃん等本体の要領に準じます）

次の場合であって、防災意識啓発に資すると認められる場合

- ・県内の市町が使用するとき。
- ・県内の学校等が教育目的に使用するとき。
- ・県内の公共的団体が非営利の活動に使用するとき。
- ・県と協働で取り組む事業に使うとき。

○申請の手続き

- ①電話で防災危機管理課に衣装の空き状況を確認してください。
- ②空き状況を確認後、申請書を提出してください。
- ③申請書と併せて、行事の概要がわかるものやチラシ等をご提供ください。

※衣装単体での貸出は出来ません。必ず着ぐるみと一緒に借りてください。

※みきゃん本体の貸出は、別途県内貸出機関へ手続きが必要です。
（県内貸出機関：本庁みきゃんセンター、東予地方局、今治支局、中予地方局、南予地方局、八幡浜支局）

※防災衣装は着ぐるみタイプのみ対応しています。（エアタイプ着用不可）



<連絡先>

県民環境部 防災局 防災危機管理課 南海トラフ対策グループ TEL089-912-2325（係直通）